

報道解禁日時

令和3年6月30日（水）～

令和3年6月22日

議員の資産等補充報告書、所得等報告書、関連会社等報告書の 事前閲覧について

議員の資産等補充報告書、所得等報告書、関連会社等報告書の閲覧（6月30日（水）開始）
に関し、効率的に取材できるよう下記のとおり取り扱うこととお知らせします。

記

- 貸与日時 令和3年6月22日（火）午前10時～
- 場 所 議会事務局総務課庶務係
担当者：島崎
Tel 225-1027 内線3114
- 貸与方法 記者クラブ各社に報告書の複写1部を貸与します。
（再複写不可及びみだりに持ち歩かないでください。）
（貸与した報告書の複写を映像等に使用しないでください。）
返還期限：7月5日（月）
- 議員に対する取材
閲覧開始日（6月30日）前は、議員に対し報告書の内容に関する取材は一切
行わないでください。
- 報道解禁日時
令和3年6月30日（水）午前8時30分
- 一般県民への閲覧開始
令和3年6月30日（水）午前8時30分～ 議会図書室にて

事務担当
議会事務局総務課
庶務係 島崎
電話 076-225-1027
内線 3114

資 産 等 補 充 報 告 等 の 概 要

資産等補充報告書、所得等報告書、関連会社等報告書は、政治倫理の確立のための石川県議会議員の資産等の公開に関する条例に基づき、任期開始時(平成31年4月30日)に議員から提出された資産等報告書記載事項に関する前年1年間の補充報告及び前年所得の状況並びに報酬を得て役員等に就任している関係法人の状況を条例の規定に基づき、下記のとおり毎年報告を受け一般の閲覧に供しております。

記

1 報告書及び根拠条例

- (1) 資産等補充報告： 政治倫理の確立のための石川県議会議員の資産等の公開に関する条例（以下「条例」という。）第2条第2項
- (2) 所得等報告： 条例第3条
- (3) 関連会社等報告： 条例第4条

2 報告基準等

- (1) 資産等補充報告： 任期開始日後、毎年新たに有することとなった資産等で前年12月31日において有するもの
- (2) 所得等報告： 前年分
- (3) 関連会社等報告： 毎年4月1日において報酬を得て会社その他の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）の役員、顧問その他の職に就いている場合

3 提出期間 4月1日（関連会社等報告は2日）から4月30日まで

4 閲 覧 提出期間の末日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日から議会図書室にて閲覧可